

一般財団法人松本市スポーツ協会処務規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会(以下「この法人」という。)定款第46条の規定に基づき、この法人の事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 基本的施策の企画運営に関する事。
- (2) 理事会、評議員会及び役員に関する事。
- (3) 受託事業に関する事。
- (4) 予算、決算に関する事。
- (5) 収入、支出に関する事。
- (6) 基本財産の管理に関する事。
- (7) 定款及び諸規程に関する事。
- (8) 文書の収発、保存に関する事。
- (9) 物品の購入、管理に関する事。
- (10) 公印の管守に関する事。
- (11) 施設の維持管理に関する事。
- (12) 施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事。

(職及び職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受け、この法人の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局に事務局次長を置くことができる。
- 3 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局に業務の円滑な運営を図るため、主事、主任、主査、係長を置くことができる。
- 5 職員の事務分担は、事務局長が定める。

(専 決)

第4条 副会長、専務理事及び事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 副会長の専決事項

- ア 1件300万円以上800万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関する事。
- イ 登記及び登録に関する事。
- ウ 財産の維持管理に関する事。
- エ 非常勤職員の雇用に関する事。
- オ 職員の諸手当等の額の決定に関する事。(定例的な支出についての事柄を含む。)
- カ 非常勤職員の勤務時間及び休憩時間並びに勤務を要しない日及び休日を定める事。

(2) 専務理事の専決事項

- ア 1件50万円以上300万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関する事。
- イ 職員の配置に関する事。
- ウ 健康保険、労災保険及び雇用保険に関する事。
- エ 報告及び復命に関する事。
- オ 通知、申請、報告、照会及び回答等に関する事。
- カ 事務局長の旅行命令、時間外勤務及び休暇等に関する事。

(3) 事務局長の専決事項

- ア 1件50万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関する事。
- イ 事務局次長及び職員の旅命、時間外勤務及び休暇等に関する事。
- ウ 事務局次長及び職員の日及び勤務割等に関する事。
- エ 施設の使用許可及び許可の取消並びに許可条件の変更に関する事。
- オ その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務処理に関する事。

(会 計)

第5条 この法人の会計処理については、別に定めるほか、財政状況及び運営実績に関する会計事実決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示するものとする。

(旅 費)

第6条 この法人の役員並びに事務局長、事務局次長及び事務局職員の旅費については、別に定める。

(服 務)

第7条 事務局職員の服務については、別に定める。

(給 与)

第8条 事務局職員の給与については、別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会処務規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。